

## 論点に対する回答

省 庁 名	総務省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>データ駆動型社会と言われ、あらゆる社会活動でデータ活用がされる中で、社会の基盤としてデータが注目されている。データの活用により人々の暮らしは豊かになり事業活動が円滑になること等が期待されている。</p> <p>&lt;論点①&gt;</p> <p>公的情報基盤（ベースレジストリ）の整備・連携においては、ベースレジストリに指定されることとなる情報源（今回の場合には不動産登記簿上の情報について議論）が他の地図情報・地理空間情報にデータを円滑に提供可能とすることが重要である。</p> <p>法務省が「地番」情報と「地図」情報の2つの情報をセットで他省庁又は民間事業者に提供する事案を念頭に置く。</p> <p>「地番」は登記所が一筆の土地ごとに付する情報（不動産登記法 35 条）であることから、土地識別情報であって個人識別情報ではないとも考えられる。</p> <p>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律上、</p> <p>（ⅰ）「地番」情報は個人情報に該当するか。</p> <p>（ⅱ）「地図」情報は個人情報に該当するか。</p> <p>（ⅲ）仮に「地図」情報だけが単独で提供される場合を念頭に置いた場合、「地図」情報は個人情報と言えるか。</p> <p>（参考）行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 （定義） 第二条（略） 2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p>

<論点②>

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条第2項第2号に規定する「法令の定める所掌事務」の「法令」について、例えば省庁設置法は該当するのか。

(参考) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律  
(利用及び提供の制限)

第八条 行政機関の長は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関が法令の定める所掌事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。

(例1) 農林水産省設置法  
(所掌事務)

第四条 農林水産省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

二 農林水産業に係る国土の総合開発及び国土調査に関すること。

(例2) 国土交通省設置法  
(所掌事務)

第四条 国土交通省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十四 国土調査に関すること。

<論点③>

住居表示を所管する総務省として住居番号について、個人情報に該当するとお考えか。

【回 答】

- ① 行個法（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律）第2条第2項に規定する定義に該当するものが個人情報となるものであり、その判断は、情報の性質・内容や管理の具体的状況を踏まえて、個別に判断される必要があります。

御指摘の

- ・ 「地番」情報と「地図」情報の2つの情報をセットで提供する場合における、「地番」情報と「地図」情報のそれぞれ（Ⅰ及びⅡ）
- ・ 「地図」情報が単独で提供される場合の当該「地図」情報（Ⅲ）

についても、当該情報を保有する行政機関において、当該情報により特定個人を識別できるか、又は他の情報との照合により特定個人を識別できると判断される場合には、個人情報として行個法の規定に基づいて管理する必要のあるものとなります。

なお、行個法第2条第5項に規定する保有個人情報（行政文書に記録されている個人情報）に該当するものについて、他の行政機関又は民間事業者に提供する場合には、行個法第8条第1項又は第2項の規律を遵守する必要のあることに留意が必要です。

- ② 行個法第8条第2項第2号及び第3号に規定する「法令」には、設置法も含まれます。

- ③ 「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン」において、「地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報に関しては、一般に何人も閲覧等が可能な不動産登記情報（全部事項証明書、所有者証明書等）や市販の住宅地図と照合することにより特定の個人を識別することができると判断される傾向にある。

このため、地番や住居番号等の特定の土地や建物の所在を示す地理空間情報であって、特定の個人との結びつきやその居住等の事実と関連づけられたものは、基本的に個人情報として取り扱う必要がある。」とされているところ。